



空き家確保支援事業(掘り起こし補助金・自治会/有資格者)



空き家の所有者等に対し、空き家バンク物件登録の奨励等を行った結果、登録に繋がった場合において、掘り起こし補助金を交付する事業です。(1件につき5万円)

● 事業期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

● 補助対象者

- 空き家が所在する区域の単位自治会又は空き家の適正管理に係る資格を保有する市内在住者
- 事前申出書(奨励等実施報告書)(様式第2号)を提出していること。
- 奨励等を行った日から起算して2年以内に、当該空き家が空き家バンクに登録されていること。
- 対象となる空き家について、過去に南あわじ市空き家確保支援事業(掘り起こし補助金)を受けたことがないこと。

● 補助金額 空き家バンク登録1件につき**5万円**

● 必要書類/提出(問い合わせ)先

- 空き家確保支援事業補助金交付申請書(様式第3号)
- 事前申出書(奨励等実施報告書)(様式第2号)を提出したことが分かる書類の写し
- 提出場所 ふるさと創生課(市役所 本館3階) 電話 0799-43-5205
※郵送、FAX、メールでの提出は受け付けておりません。

● 申請の流れ

